

令和6年1月泉南市農業委員会定例会

令和6年1月9日 午後1時30分
市役所本庁 2階 大会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	奥田 清	宮内 栄作
杉野 榮一	東 和宏	伊藤 喜久
池上 安夫	南 直樹	上野 寛治
立道 智恵	湊 聡美	

(推進委員)

松本 一美	西浦 賢二	宮下 明
向井 彰一	戎野 繁	

・欠席委員

(農業委員)

岩本 和夫	山本 芳男
森谷 豊	

(推進委員)

太佐 博

事務局 　　ただ今より令和6年1月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。
本日の委員の出席の状況ですが、岩本委員、山本委員、森谷委員より欠席の届出が出ております。出席委員については14名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、太佐委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会　　長 　　改めまして皆さん、明けましておめでとうございます。旧年中は農業委員会活動に関しまして、多大なご理解とご協力を賜りましてありがとうございました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

また、年始早々のお忙しい中、農業委員会1月定例会にご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

今年は正月早々に、新年の挨拶さえ憚られるような大きな災害が発生

会 長 いたしました。熊本地震以来の大きな被害が出ております。日を迫る毎に犠牲者、安否不明者が増えており、大変深刻な状況でございます。犠牲になられた方には心よりお悔やみ申し上げます。一日も早く通常的生活を取り戻せる事をお祈り申し上げます。我々も何か少しでもお役に立てる事、支援できる事があればやっていきたいと考えております。

さて、本年は昨年から申し上げますとおり、泉南市の農業と農地利用の将来のあり方を示す為の、地域計画を作成することが必要となっております。その為、大阪府やJA大阪泉州および大阪府農業会議等と連携しながら農業の推進に務めていきたいと考えておりますので、皆さん、どうかご協力をお願いいたします。

さて、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、3番 奥田委員、4番 宮内委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和6年議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第1号4件について朗読する。議案第1号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告させていただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。エンドウを植えておりました。特に何も問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、
〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告いたします。現地確認に行ったところ、草を綺麗に刈っていました。譲受人はみかんを植えるとの事です。特に問題はありません。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 すでに譲受人が耕作しており、トラクターで綺麗にしておりました。特に何も問題ないかと思えます。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 4につきましては、本日〇〇委員が欠席ですので事務局より報告させていただきます。自家野菜を植えておりましたので問題ありません。以上です。

事務局 議案第1号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。
No. 1、No. 3、No. 4の譲受人は、以前より申請地を口約束で借り受け耕作を行っていましたが、今回、申請地を購入し、耕作するという事です。
No. 2につきましては、譲渡人の父が亡くなってから遊休化しておりましたが、みかん農家である譲受人が購入し、みかんを植え付ける事により遊休農地の解消となる予定です。ちなみに譲受人の自宅は申請地と道路の間の右側にあり、畑を管理するには好条件と喜んでおりました。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 1についてですが、譲受人は経営面積が0㎡ですが、ちゃんと耕作してもらえますね。

〇〇委員 はい。現在エンドウを作っております。面積もそれほど大きくないですし、大丈夫だと思います。

会 長 No. 2の譲受人については以前もこの近所で所有権移転をされて
いませんでしたか。何歳くらいの方ですか。この前も聞きましたか。

事 務 局 はい。ありました。72歳です。

会 長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第1号は原案どおり承認し
てご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第1号に賛成の方は挙手をお願い
します。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のと
おり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和6年議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条
規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第2号6件について朗読する。議案第2号につきまして、
各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただき
ます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告いたします。借り手は同地区で既に何筆か農地を借り受け、水
ナスやシャインマスカットを作っており、新進気鋭の頑張っている農
家です。当該地についてもシャインマスカットを作りたいという事
です。ハウスの骨組みも、排水の整備もできており、あとはマスカット
を植えるだけの状態です。当該地はこれまで米作をしていたのですが、
諸事情により耕作を断念する事になったところ、ちょうど借り手がシャ
インマスカットの耕作面積を増やしたいと農地を探していた為、話
がまとまりました。何も問題ございません。以上です。

事 務 局 ありがとうございました。No. 2からにNo. 6につきましては、

- 事務局 ○○委員が欠席ですので事務局より報告させていただきます。
- №. 2は、まもなく水ナスを栽培する予定で、現在は綺麗に鋤いた状態でした。借り手は、泉南農業塾を昨年11月に修了したばかりの32歳の青年です。ご自分の農地で農業経営するのは今回が初となります。水ナスの青年農家の一人として、頑張っていたきたいと思います。
- №. 3から№. 6は、春にエゴマを植え付けする予定で、現在は管理農地といった感じでした。以上です。
- 会長 ありがとうございます。
- それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 №. 1の借り手の経営面積はどれくらいですか。
- 委員 水ナスを作っている農地は利用権設定をしていて、面積は1反ちょっとかと思います。今回の利用集積の面積も結構広くて2反ほどです。これ以外に同地区で、非常に耕作には不便で、道も軽四が一台通れるかというような難儀な農地なんですが、地主が高齢で、耕作されていた方も高齢で耕作放棄地となり困っていたところ、今回の借り手が借り受けてシャインマスカットを作っています。そして、これまでに実績をあげ、販売もしております。完熟になるまで待つて出荷しているので、非常に甘くて好評です。地元の方も買ったりしていて、とても美味しいです。ですので、合計すると3反半くらいはあると思います。まだ利用集積の手続きが未了の分を含めると、5反から6反ほどあると思います。
- 会長 まだ農業を始めてからそれほど経っていませんよね。
- 委員 シャインマスカットの方が儲けは良いようです。水ナスは競合が多いので。しかし、シャインマスカットはハウスや設備投資に費用がかかりますけどね。シャインマスカットを初めて3年程ですが、去年はたくさん販売していました。
- 委員 私も3年ですが…実はなりましたが、ハウスが風で潰れてしまいました。今年、もう一度挑戦しようと思っています。3年目から収穫できると言いますね。一度見学させてもらおうかな。

〇〇委員 案内します。彼は兄弟2人で頑張っています。

〇〇委員 ハウスで作っているんですか。

〇〇委員 ハウスといっても雨除けのハウスです。農地が段々になっているので、排水も肝心で、大きな機械を入れ、掘ったりして苦勞して作っていました。3m程の畝を作り排水し、等間隔で直植えしていますので、そこら辺はブドウ農園のようになっています。

会 長 これだけ広いと収穫量も相当な量かと思いますが、販路はできているんですか。

事 務 局 はい。大丈夫です。SNS等を活用し販売しています。

会 長 34歳で将来有望ですね。
No. 2の若い借り手についてですが、初めてですよ。水ナスのノウハウについては大丈夫ですか。水ナスは難しいですが。

事 務 局 一年間、泉南農業塾で学んでおりますので大丈夫です。

会 長 No. 3からNo. 6は全部農用地ですか。

事 務 局 農用地でないところもあります。譲受人は障害者の雇用団体で、若い男女含めて10名程度で耕作する予定で申請されております。

会 長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第2号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和6年報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます

事 務 局 令和6年報告第1号3件について朗読する。報告第1号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1については既に6台分の貸駐車場、No. 3についても2軒の家屋が建っておりましたので、始末書を添付の上での届出となりました。No. 2については、遊休農地でありましたので、遊休農地解消となり、結果的に良かったと思われます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 2についてですが、届出地の横に軽四が一台通れる程の道があるのですが、転用によってこの道は確保されるのですか。おそらく私道になっていると思うのですが。地図上では道はないですが、現実には道があります。その道を使用している方がいますので。

事 務 局 位置図については、わかりやすく大きく印をつけさせていただいております。公図を確認しますと、委員がおっしゃっている道は別地番の土地になっておりますので、届出地以外を転用することはありません。仮に私道の所有者が同所有者であっても、届出されていない土地を転用することはありません。道は確保されます。

〇〇委員 わかりました。道が確保されるのであれば結構です。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第1号を終了します。

会 長 続きまして、令和6年報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。

会 長 事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和6年報告第2号1件について朗読する。報告2号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。ほぼ遊休農地状態でありましたので、遊休農地解消となり、結果的に良かったと思われます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第2号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして1月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、2月7日（水）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時5分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和6年1月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____